

令和6年2月16日

第8回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和6年2月16日(金) 午後1時30分

2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール3階「あづま」

3. 出席委員 23名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光	

5. 欠席の委員 18番 柴田 徳男

6. 事務局の出席者 事務局 長 堀江 清一

次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	会計年度任用職員	渡辺 久美子
農地係長	阿部 三起夫	主 査	氏家 悠也

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第7号 非農地判定について
- 第8号 令和6年度 農作業賃金・農作業料金標準額について

報告の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 農地法43条第1項の規定による届出書について
- 第7号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
農地係長	18番 柴田徳男委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第8回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 9番：曳地正人委員、21番：半澤幹夫委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後3時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後3時30分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
農地係長	【議案第1号から報告までを上程する。(121件)】 合計121件、令和6年2月16日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転16件、賃借権設定3件、使用貸借権設定2件、計21件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番(発言を求める。)
議長	柴山委員(発言を許可する。)
3番	整理番号1番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係で、今まで譲受人が年3回、草刈りをしておりましたが、今回譲受人が申請地を取得し、自家消費栽培するものです。申請地は、譲受人の自宅からも近いため栽培管理に適しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号2番から3ページ8番までの7件、判断基準の詳細は別添「調査書」

	のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号2番から8番について説明いたします。整理番号2番ですが、耕作していました父親が亡くなり、譲受人が規模拡大のために所有権を移転するものです。譲受人は後継者がおりまして栽培管理ができるということです。整理番号3番ですが、譲渡人は高齢のため耕作が難しく、10年以上前より譲受人が耕作しており、今回、譲受人に贈与する案件です。整理番号4番ですが、譲受人は整理番号2番と同じ方です。譲渡人が相続した土地ですが、栽培管理ができないため、近くに畑がある譲受人が、規模拡大のために所有権移転するものです。整理番号5番ですが、譲渡人は高齢のため耕作が難しく、譲受人が再度賃借権を設定するものです。整理番号6番ですが、譲渡人は後継者がおらず、高齢で耕作が大変になってきたため、遠くにある畑を新規営農する譲受人に賃借権を設定するものです。整理番号7番ですが、譲渡人が体調不調のため、譲受人に賃借権設定するものです。すでに苗木が植栽されており、栽培管理も地元の人を社員として雇用しているので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号8番ですが、譲渡人が高齢のため、譲受人に所有権を移転するものです。畑が譲受人の近くにあり、経営規模拡大のために申請したものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号2番と4番についてお尋ねしますが、譲渡人の住所がほぼ同じですが、10a当たりの価格が大幅に違いますが、根拠はどうなっているのか教えて下さい。
議長	事務局、お願いします。
農地係長	金額設定に関しましては、譲渡人と譲受人での決め事になり、申請書の金額を載せております。具体的な金額の相違までは把握してなかったところです。
議長	事務局からの説明で、阿部委員よろしいでしょうか。
22番	わかりました。
議長	その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号9番について説明いたします。申請地は、譲渡人が親から相続した土地ですが、現在耕作はしておりません。譲受人は新規営農開始のため、家の近くの農地ということで、譲渡人から所有権移転をし、かぼちゃ等を栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号10番から4ページ13番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号10番から13番について説明いたします。整理番号10番につきましては、譲渡人が高齢により、自作地続きで耕作利便のため、譲受人に所有権を移転する案件です。整理番号11番と12番は、譲渡人の父から譲受人の息子への経営移譲で、使用貸借権設定です。譲受人は、農業を一生懸命やっています。整理番号13番ですが、申請地は、譲受人とは別の方が耕作をしていましたが、その方が耕作できないということで、近くで耕作していました譲受人に今回所有権を移転するという案件です。区域協議会では4件とも問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号14番から5ページ17番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号14番から17番について説明いたします。整理番号14番ですが、譲受人と譲渡人は親子関係で、譲受人が譲渡人の水田を受け継ぎ、通いながら栽培をする予定です。申請地は譲渡人が管理し、徐々に譲受人に譲っていく予定です。整理番号15番ですが、申請地は譲受人の自宅の裏にあり、自家消費栽培のため所有権移転をする案件です。整理番号16番ですが、申請地は保安全管理をしており、譲受人が自作地付近で耕作利便のため所有権移転する案件です。整理番号17番ですが、譲渡人が高齢で耕作ができず、譲受人が経営規模拡大のため所有権移転する案件です。譲受人は高齢ですが、元気な方で農業機械も持っており、きちんと耕作できるということです。4件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号18番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）

21番	整理番号18番についてご説明します。譲受人が近所の農家の方に指導を受けながら、自家消費栽培をするということです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号19番から6ページ21番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号19番から21番について説明いたします。整理番号19番ですが、譲渡人は申請地を相続しましたが、県外在住で農業をする意思がなく、譲受人が空き家と共に農地を取得するため所有権を移転する案件です。整理番号20番ですが、譲渡人と譲受人は姉妹関係です。今まで耕作していた方が高齢でできなくなり、譲受人が自作地付近で耕作利便のため所有権移転する案件です。整理番号21番ですが、譲渡人が貸していた農地が返還され、譲受人が経営規模拡大のため所有権移転する案件です。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から21番までの21件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の7ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番について説明いたします。申請者は数年前に自宅と農地を購入し、今回自宅に接した農業用倉庫等を作るための申請です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の8ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件、計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係で、露天駐車場及び資材置き場の申請です。整理番号2番ですが、社会福祉法人が、施設内の充実のために、建物及び駐車場を拡張する申請です。2件とも周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号3番から9ページ6番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号3番から6番について説明いたします。整理番号3番ですが、譲受人が事業の増加と効率化のため、露天駐車場敷地として所有権移転する案件です。切土、盛土工事は行わないということですが、現地確認したところ、傾斜地であり安全対策が必要という話になり、安全対策をするということで念書をいただきました。整理番号4番ですが、土地改良のため一時転用をしておりましたが、盛土が終わっておらず再申請するものです。整理番号5番ですが、申請地は面積が小さく使いにくい土地になっており、隣の空き地を取得する譲受人が駐車場に利用するため所有権移転する案件です。整理番号6番ですが、携帯電話の基地局増設のため、資材置き場として一時転用するものです。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号4番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号7番について説明いたします。申請地は小学校の近くで周りは住宅となっております。譲渡人と譲受人は親子関係で一般住宅を建てる案件で、周辺農地への影響もなく区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号8番について説明いたします。譲受人は申請地を来客用の露天駐車場にするもので、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の10ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の期間が変更となったことによる変更承認申請1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。 区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号1番について説明いたします。西道路の維持補修工事の継続請負に伴う一時転用で計画期間延長の案件です。区域協議会では問題なしと判断をしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり承認と決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の11ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が12件、30,932㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	12ページ、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	整理番号1番から3番について説明いたします。借受人は先月の議案第8号で、認定新規就農者の申請が通っており、今回は借りた土地の申請です。3件とも区域協議会では問題なしと判断をしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします
農地係長	区域番号2番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号4番について説明いたします。貸付人は相続しましたが、栽培管理が難しいため借り手を探していました。隣の農地の借受人が耕作することになり、すでにりんごの苗が植えてあり、しっかり栽培できると思い、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）

9番	整理番号5番について説明いたします。借受人は新規就農者ですが、自宅と申請地が近く耕作するには問題ないと思われます。水稻と花を栽培する予定で、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号6番及び7番の2件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号6番、7番について説明いたします。借受人は2件とも同じ方で、県外在住でしたが、昨年、空き家を取得し移住し農業を頑張っていくということで、規模拡大のための案件です。区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします
農地係長	13ページ、区域番号6番、整理番号8番及び9番の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号8番、9番について説明いたします。整理番号8番ですが、借受人は認定農業者であり、水稻栽培を適切に耕作しております。整理番号9番につきましては、借受人は新規就農者ですが、貸付人とは親戚関係にあり、水稻、野菜、花等の栽培をする予定となっております。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします
農地係長	14ページ、区域番号7番、整理番号10番から12番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号10番から12番について説明いたします。整理番号10番は、主にねぎなどを作付けして栽培するものです。整理番号11番も、野菜を栽培するものです。整理番号12番は、ブルーベリーを栽培するもので、農地は貸付人が綺麗に整備し、すぐに苗を改植できるということです。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の15ページをご覧ください。議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。
	16ページ、区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号1番について説明いたします。四季の里の東側に隣接する畑で、四季の里の出入りやイベントで渋滞するため、地元の要望もあり、福島市で取得し露天駐車場にするものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の17ページをご覧ください。議案第7号 非農地判定についての案件は、福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領に基づき、農地法第30条の規定による農地の利用状況調査において、現況が森林の様相を呈しており、農地としての要件を満たす状態でないことを確認したものです。
	区域番号4番、整理番号1番から18ページ10番までの10件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号1番から整理番号10番の説明をいたします。昨年の10月19日に、農業委員、推進委員全員で現地確認を行い、数年前から耕作されておらず、周辺の山林と一体化しており、改めて耕作するには大変困難と区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第7号 非農地判定について、整理番号1番から10番までの10件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第8号について審議いたしますが、この議案につきましては、経営近代化対策小委員会に付託した案件ですので、小委員会における経過について、先に、経営近代化対策小委員会委員長である安齋昭通委員から報告をお願いします。
安齋昭通 経営近代化対策 小委員会委員長	議案第8号 令和6年度農作業賃金・農作業料金標準額については、昨年11月の第5回総会において、経営近代化対策小委員会に取りまとめを付託された案件でございます。その後、実態調査を行いまして、1月18日に開催された第7回総会終了後に、小委員会を開催いたしました。委員の皆様方や地域の農家の方からの実態調査の結果をもとに、県内他市町の標準額、消費者物価指数、最低賃金等の動向等を踏まえて検討をいたしました結果、令和6年度については議案第8号のとおり取りまとめましたので報告いたします。以上です。
議長	只今、安齋昭通小委員会委員長より、小委員会での経過について報告をいただきました。引き続き、議案第8号について、事務局の説明を求めます。
次長	議案第8号 令和6年度農作業賃金・農作業料金標準額については、只今、安齋昭通小委員会委員長よりご説明をいただいております通りでございますが、詳細につきましては「議案書」20ページのとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	草刈作業ですが、10a当り1万500円ですけど、これは1回ですか。2回ですか。ここを明記していただきたいです。お願いします。
議長	草刈作業の中の10a当り1万500円は、1回なのか2回なのかということですね。それを明記したらどうですかということですね。注意書きが何かに入れたらどうですか。事務局、お願いします。
次長	草刈作業の10a当りになりますが、こちらは1回ですので、標準額表の方に1回というような形で、明記させていただくことでいかがでしょうか。
議長	玉根委員よろしいでしょうか。
24番	分かりました。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	10a当りの摘要に保全管理と明記されていますが、保全管理と明記することにより、長期的にこの金額で管理するという解釈になると思います。
安齋昭通 経営近代化対策 小委員会委員長	委員長の方からお答えします。摘要の保全管理の法面を含むというのは、実際に田んぼなら耕作していませんが、荒らさないという意味で明記したのです。それも年1回では済まないですね。わかりやすく解釈できるような形で摘要を明記したいと思います。
議長	1回の保全管理と明記するのか。それとも保全管理を削除するのか。

9番	保全管理を抜いたほうが良いと思います。
議長	保全管理を除いて、1回の草刈りにつきとはどうですか。
3番	1回も明記しないほうが良いと思います。
議長	法面を含む、機械・燃料込みでいいですか。皆さんよろしいでしょうか。 〔「異議なし」の声〕
次長	保全管理を除いて、法面含む、機械・燃料は込みということで、摘要に記載させていただきます。
議長	その他ございませんか。ないようでございます。 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第8号 令和6年度農作業賃金・農作業料金標準額について、原案のとおり決定いたします。
	次に、報告を事務局よりお願いします。
農地係長	議案書21ページ、報告第1号から37ページ報告第8号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	その他ございませんか。ないようでございます。 これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。 〔尾形会長代理より閉会の言葉〕
会長代理	慎重審議ありがとうございました。 これで、第8回総会を終了いたします。

(午後3時)

令和6年2月16日

これは、福島市農業委員会第8回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人9番 曳地 正人

議事録署名人21番 半澤 幹夫